

■議案第61号 四万十町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める 条例の制定について

【要旨】

平成27年4月の施行を目指している子ども・子育て支援新制度については、従来の認可保育所（利用定員20名以上）の枠組みに加え、小規模保育事業（6名～19名）、家庭的保育事業（5名以下）、保育が必要な者の家庭で保育を行う居宅訪問型保育事業、事業所内保育所を自社労働者の子どもに限らず地域の子どものみへ開放した場合の4つの類型につき、新たに市町村認可事業として事業類型が設けられることとなっております。

このため、家庭的保育事業等を行うに当たり、家庭的保育事業者等は、市町村の条例を遵守する必要があります。また、この条例の策定では厚生労働省令を従うべき基準、又は参酌すべき基準として定める必要があり、同省令に従い本条例を制定するものです。

【概要】（【従】は従うべき基準、【参】は参酌すべき基準）

<各家庭的保育事業等に共通の事項>

- 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く）は利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な保育が継続的に提供されるよう、連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園を適切に確保しなければならない。【従】

（第7条）

- 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、当該家庭的保育事業所等内で調理する方法により行わなければならない。【従】（第16条第1項）
- その上で、特例として、食事の提供について、連携施設や同一・系列法人が運営する小規模保育事業、社会福祉施設、病院からの搬入を行うことも可能とする。また、離島などの地域においては学校、学校給食センターからの搬入も可とする。

【従】（第17条第1項、第2項各号）

- 利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行わなければならない。【参】（第18条第1項）

<家庭的保育事業>

- 家庭的保育事業は家庭的保育者の居宅その他の場所であって、以下の要件を満たす場所で実施するものとする。【調理室に係る部分のみ従】（第23条）
 - ・ 保育を行う専用の部屋（9.9㎡以上（保育する乳幼児が3人を超える場合には1人につき3.3㎡を加えた面積））を設けること
 - ・ 衛生的な調理設備及び便所を設けること
 - ・ 同一の敷地内に乳幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭（満2歳以上の

幼児 1 人につき 3.3 m²以上。代替地も可) があること

- ・火災報知器及び消火器を設置するとともに、消火訓練及び避難訓練を定期的
に実施すること

- 家庭的保育事業を行う場所には、家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する場合、3 人以下の保育を行う場合であって家庭的保育補助者が調理を行う場合、搬入施設から食事を搬入する場合、調理員を置かないことができる。【調理員に係る部分のみ従】

(第 24 条第 1 項)

- 家庭的保育者 1 人が保育することができる乳幼児の数は、3 人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者とともに保育する場合には、5 人以下とする。【従】(第 24 条第 3 項)

- 家庭的保育事業における保育時間は、1 日につき 8 時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、家庭的保育事業を行う者が定める。(小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育も同様)【従】(第 25 条)

- 家庭的保育事業者は、保育指針に準じ、家庭的保育事業の特例に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。(小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育も同様)【従】(第 26 条)

<小規模保育事業>

- 乳児又は満 2 歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業所には、乳児室又はほふく室 (1 人につき 3.3 m²以上であること)、調理設備及び便所を設けること。【調理設備に係る部分のみ従】(第 29 条第 1 項第 1 号)

- 乳児室等を 2 階以上に設ける場合の建物は、建築基準法第 2 条第 9 号の 2 に規定する耐火建築物又は同条第 9 号の 3 に規定する準耐火建築物であることのほか、所定の防火設備などが備わっているものとする。【参】

(第 29 条第 1 項第 7 号イ〜ク)

- 満 2 歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所 A 型及び B 型には、保育室又は遊戯室 (1 人につき 1.98 m²以上であること)、屋外遊技場 (1 人につき 3.3 m²以上であること) (代替地含む。)、調理設備及び便所を設けること。【調理設備に係る部分のみ従】(第 29 条第 1 項第 4 号、5 号)

- 満 2 歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所 C 型には、保育室又は遊戯室 (1 人につき 3.3 m²以上であること)、屋外遊技場 (1 人につき 3.3 m²以上であること) (代替地含む。)、調理設備及び便所を設けること。【調理設備に係る部分のみ従】(第 34 条第 1 項 4 号、5 号)

- 小規模保育事業所 A 型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する事業所又は搬入施設から食事を搬入する事業所にあつては、調理員を置かないことができる。【調理員に係る部分のみ従】(第 30 条第 1 項)

- 小規模保育事業所 A 型については、保育士の数は、次の区分ごとに応じ、各号に定める数の合計数に 1 を加えた数以上とする。【従】（第 30 条第 2 項、第 3 項）
 - ① 乳児 おおむね 3 人につき 1 人
 - ② 満 1 歳以上満 3 歳に満たない幼児 おおむね 6 人につき 1 人
 - ③ 満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童 おおむね 20 人につき 1 人
 - ④ 満 4 歳以上の児童 おおむね 30 人につき 1 人
- 小規模保育事業所 B 型には、保育士その他保育に従事する職員として町が行う研修を終了した者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する事業所又は搬入施設から食事を搬入する事業所にあつては、調理員を置かないことができる。【調理員に係る部分のみ従】（第 32 条第 1 項）
- 小規模保育事業所 B 型の保育従事者の数は、次の区分ごとに応じ、各号に定める数の合計数に 1 を加えた数以上とし、そのうち半数は保育士とする。【従】（第 32 条第 2 項）
 - ② 乳児 おおむね 3 人につき 1 人
 - ③ 満 1 歳以上満 3 歳に満たない幼児 おおむね 6 人に 1 人
 - ④ 満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童 おおむね 20 人に 1 人
 - ④ 満 4 歳以上の児童 おおむね 30 人に 1 人
- 小規模保育事業所 C 型には、家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する事業所又は搬入施設から食事を搬入する事業所にあつては、調理員を置かないことができる。【調理員に係る部分のみ従】（第 35 条第 1 項）
- 小規模保育事業所 C 型においては、家庭的保育者 1 人が保育することができる乳幼児の数は、3 人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者とともに保育する場合には 5 人以下とする。【従】（第 35 条第 2 項）
- 小規模保育事業 C 型はその利用定員を 6 人以上 10 人以下とする。【従】（第 36 条）

<居宅訪問型保育事業>

- 居宅訪問型保育事業は、次の各号に掲げる保育を提供するものとする。【従】（第 38 条）
 - ① 障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育
 - ② 子ども・子育て支援法第 34 条第 5 項又は第 46 条第 5 項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育
 - ③ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 24 条第 5 項に規定する措置に対応するために行う保育
 - ④ 母子家庭等の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する

必要が高いと町が認める乳幼児に対する保育

- ⑤ 離島その他の地域であって、居宅訪問型保育事業以外の家庭的保育事業等の確保が困難であると市町村が認めるものにおいて行う保育
- 居宅訪問型保育事業は、家庭的保育者 1 人が保育することができる乳幼児の数は 1 人とする。【従】（第 40 条）
- 居宅訪問型保育事業者は、保育を行う乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所支援施設を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると町が認める居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。【従】（第 41 条）

<事業所内保育事業>

- 事業所内保育事業者は、利用定員に応じ、厚生労働省令で定める数を踏まえて町が定める乳幼児数以上の定員枠を設けなくてはならない。【参】（第 43 条）

利用定員数	その他の乳児又は幼児の数
1 人～5 人	1 人
6 人～7 人	2 人
8 人～10 人	3 人
11 人～15 人	4 人
16 人～20 人	5 人
21 人～25 人	6 人
26 人～30 人	7 人
31 人～40 人	10 人
41 人～50 人	12 人
51 人～60 人	15 人
61 人～70 人	20 人
71 人以上	20 人

- 乳児室等を 2 階以上に設ける場合の建物は、建築基準法第 2 条第 9 号の 2 に規定する耐火建築物又は同条第 9 号の 3 に規定する準耐火建築物であることのほか、所定の防火設備などが備わっているものとする。【参】（第 44 条第 1 項イ～ク）
- 乳児又は満 2 歳に満たない幼児を利用させる保育所型事業所内保育所（利用定員 20 名以上）には、乳児室（1 人につき 1.65 m²以上であること）又はほふく室（1 人につき 3.3 m²以上であること）、医務室、調理室（保育所型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。）及び便所を設ける。【調理室に係る部分のみ従】（第 44 条第 1 項第 2 号、第 3 号）
- 満 2 歳以上の幼児を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、保育室又は

遊戯室（1人につき1.98㎡以上であること）、屋外遊戯室（代替地含む。1人につき3.3㎡以上であること）、調理室（保育所型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。）及び便所を設けること。【調理室に係る部分のみ従】（第44条第1項第5号、第6号）

- 保育所型事業所内保育所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する事業や搬入施設から食事を搬入する事業所にあつては調理員を置かないことができる。【調理員に係る部分についてのみ従】（第45条第1項）
- 保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設を確保しないことができる。【従】（第46条）
- 小規模型事業所内保育事業所（利用定員19人以下）には、保育士その他保育に従事する職員として町長が行う研修を終了した者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する事業所又は搬入施設から食事を搬入する事業所にあつた場合、調理員を置かないことができる。【調理員に係る部分についてのみ従】（第48条第1項）
- 小規模型事業所内保育事業の保育従事者の数は、次の区分ごとに応じ、各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数は保育士とする。【従】（第48条第2項、第3項）
 - ① 乳児 おおむね3人につき1人
 - ② 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人に1人
 - ③ 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人に1人
 - ④ 満4歳以上の児童 おおむね30人に1人

<経過措置>

- 現在、自園で調理を行っていない場合については、この省令の施行の日から起算して5年を経過する日までの間は経過措置として、食事の提供や調理員の配置の規定について適用しないことができる。【従】（附則第2条）
- 連携施設の確保が著しく困難であつて子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると町が認める場合には、省令の施行の日から5年を経過するまでの間、確保しないことができる。【従】（附則第3条）
- 小規模保育事業C型にあつては、省令の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、利用定員を6人～15人以下とすることができる。【従】（附則第4条）

【施行期日】

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日とする。